

とび職種(とび作業)

<p>作業の定義</p>	<p>建築現場(木造建築物)、建設現場(高層・低層ビル工事)、土木工事現場(造成・道路・橋梁・ダム)等で足場等の仮設構造物の建て方、解体、重量物運搬等を行う作業を指し、とび作業の段取り、掘削・土止め及びその他の基礎工事作業を含めてとび作業という。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)とび作業 ①とび作業の段取り作業 1.各種とび作業に必要な器具の準備作業 ②仮設建築物等の組立て作業(※1) 1.仮設建築物及び設備組立て作業 2.安全帯の使用作業 ③建設工事に使用する材料の運搬作業</p> <p>※1 「足場の組立て等の業務に係る特別教育」(平成27年7月1日施行)の実施 ※2 解体工事を行う場合、解体工事業の認可が必要である。 ※3 特別教育又は技能講習が必要であり、単独作業の禁止であること。 ※4 つり上げ荷重1t未満の特別教育、1t以上は技能講習が必要であること。</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)とび作業 ①とび作業の段取り作業 1.建設工事における各種とび作業の必要機材の準備作業 ②仮設建築物等の組立て(※1)及び解体作業(※2) 1)次に掲げる建設物の組立て及び解体作業 1.足場 2.架設通路 3.構台及び養生用仮設備 2)次に掲げる構造の組立て及び解体作業 次の作業は必要に応じて行う。 1.木造建築物(軸組・パネル・ユニット・ログハウス等) 2.鉄骨造 3.コンクリート造・石積造 ③建設工事に使用する材料の運搬作業</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)とび作業 ①とび作業の段取り作業 1.建設工事における各種とび作業の必要機材の準備作業 ②仮設建築物等の組立て(※1)及び解体作業(※2) (1)は必ず行い、他(2)3)4)5)6)は必要に応じて行うこと。 1)次に掲げる建設物の組立て及び解体作業 1.足場 2.架設通路 3.構台及び養生用仮設備 4.上屋、下小屋等の仮設建築物 2)次に掲げる構造の組立て及び解体作業 1.木造建築物(軸組・パネル・ユニット・ログハウス等) 2.鉄骨造 3.コンクリート造・石積造 3)コンクリート打設作業 4)大型仕上げ材の取付作業 5)電気設備、空気調和設備、衛生設備等据付作業 6)ひき家作業 ③建設工事に使用する材料の運搬作業 下記の④⑤は必要に応じて行うこと。 ④掘削、土止め及び地業作業(※3) ⑤玉掛け作業(※4)</p>
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②危険予知活動の教育 ③作業開始前の安全装置等の点検作業 ④とび職種に必要な整理整頓作業 ⑤とび職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑥保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑦安全装置の使用等による安全作業 ⑧労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑨異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>(1)関連業務 ①杭打ち作業 ②仮設物の撤去・荷降ろし作業 ③クレーン組立(指定機関の場合)・解体等作業 ④各種揚重運搬装置による移動作業(特別教育又は技能講習が必要)</p> <p>(2)周辺業務 ①工事現場の仮囲いの設置作業 ②壁、床等設備・建築資材の荷揚げ作業 ③電気、水道、ガス、空調等の設備機械の荷揚げ作業 ④仮囲いの撤去作業</p> <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①足場材(一つ以上必ず使用する) 1.丸太足場用材料 2.枠組足場用材料 3.単管足場用材料 4.支柱式システム足場用材料 5.くさび緊結式足場用材料</p> <p>②支保工材 ③養生材 ④番線 ⑤土止め用材 ⑥荷揚げ用材</p>		
<p>使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①機械、設備等 一つ以上必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。 ※以下の機械操作にはつり上げ荷重又は機体量により特別教育又は技能講習が必要であること。 1.チェーンブロック 2.電動ホイスト 3.移動式クレーン 4.高所作業車 5.建設用リフト 6.巻上げ機(ウインチ) 7.ホイスト 8.ベルトコンベア 9.バックホウ 10.パワーショベル 11.クラムシェル 12.トレンチャ 13.ドラグライン 14.トラクタショベル 15.ブルドーザ 16.不整地運搬車 17.タワークレーン 18.フォークリフト</p> <p>②器具等 1.は必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。 1.墜落防止器具(保護帽、安全靴、安全器具(安全帯等)含む) 2.親綱 3.長靴 4.繊維ロープ 5.玉掛けワイヤロープ(台付け用ワイヤロープ) 6.吊りクランプ 7.吊りハッカ 8.吊りチェーン 9.かいしゃくロープ 10.シャックル 11.吊り綱 12.吊り袋 13.クランプ(直交・自在・三連) 14.梯子(はしご) 15.自動釘打機 16.釘 17.くさび止め材 18.キャンパー 19.ターンバックル 20.キートクリップ 21.レバーブロック 22.ボルシン 23.シャコワ 24.ゴムマット 25.平角材 26.スコップ 27.つるはし 28.大かなてこ 29.パール 30.測量器材(レベル、トランシット) 31.バケツ 32.しの 33.ハンマ 34.げんのう 35.手ハンマ 36.かけや 37.ラチェットレンチ(ラチェットスパナ) 38.スパナ 39.インパクトレンチ 40.カッタ 41.カッタペンチ 42.のこぎり 43.電動丸のこ 44.チェーンソー 45.ガス切断機(技能講習が必要) 46.その他(とび作業関連類)</p>		

製品等の例	<p>とび作業の作業結果そのものが製品といえる。次に、具体的作業例をあげる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.仮設建設物の組立・解体作業</li> <li>2.足場組立・解体作業</li> <li>3.建築物の躯体(木造、鉄骨)組立作業</li> <li>4.鉄骨組立・解体作業</li> <li>5.基礎工事業</li> <li>6.掘削工事業</li> <li>7.曳き家作業</li> <li>8.建造物解体作業</li> <li>9.クレーン組立(指定機関の場合)・解体作業</li> <li>10.橋梁上部工コンクリート造作業</li> </ol>
移行対象職種・作業とはならない業務例	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.型枠大工工事業</li> <li>2.コンクリート圧送工事業</li> <li>3.機械土工事業</li> <li>4.鉄筋工事業</li> <li>5.建築大工工事業</li> <li>6.内装工事業</li> <li>7.屋根工事業</li> <li>8.防水工事業</li> <li>9.産業廃棄物処理解体作業</li> <li>10.左官工事業</li> <li>11.造園工事業</li> <li>12.舗装工事業</li> <li>13.外構工事業</li> <li>14.さく井工事業</li> <li>15.ウェルポイント工事業</li> <li>16.しゅんせつ工事業</li> <li>17.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</li> </ol>